

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等公用車管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育局等公用車管理規程等の一部を改正する訓令

(埼玉県教育局等公用車管理規程の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等公用車管理規程(昭和五十五年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「

監	査
---	---

」を「

監	査	採
---	---	---

」に改める。

様式第四号中「

監	査
---	---

」を「

監	査	採
---	---	---

」に、「

採	取
---	---

」を「

採	取	採
---	---	---

」に、

採	取
---	---

に改める。

監	査
---	---

を

採	取
---	---

を

監	査	採
---	---	---

に改める。

(埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第二条 埼玉県教育委員会安全衛生管理規程(平成十年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「様式第一号の安全管理者選任報告書」を「統括安全衛生管理者の定めるところ」に改める。

第十一条第五項中「様式第二号の衛生管理者選任報告書」を「統括安全衛生管理者の定めるところ」に改める。

第十四条第三項中「様式第三号の衛生推進者選任報告書」を「統括安全衛生管理者の定めるところ」に改める。

第二十条第三項中「様式第四号の作業主任者選任報告書」を「統括安全衛生管理者の定めるところ」に改める。

様式第一号から様式第四号までを削る。

(埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部改正)

第三条 埼玉県立学校文書管理・公印規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「認印、」を削る。

様式第三号中「~~様式~~」を「~~様式~~」に改める。

様式第五号(一)及び様式第五号(二)中「~~様式~~」を削る。

様式第九号及び様式第十号中「~~様式~~」及び「~~様式~~」を削る。

様式第十一号中「~~様式~~」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。